**穴水町出産祝金支給要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、次代を担う児童の確保を図るため、その出産を奨励し祝福して出産祝金（以下「祝金」という。）を支給し、児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。

　（受給資格）

第２条　祝金は、本町に住所を有する者又はその配偶者が出産し、出生児を本町に住民登録した者で、引き続き当該出生児とともに町内に住所を有する意思のある者。

２　町長は前項の規定にかかわらず、対象となる者及びその配偶者が、町税及び公課の滞納がないこと。ただし、分納誓約等により適正かつ確実な納付が見込まれるときは、この限りでない。

　（祝金の額）

第３条　祝金の額は、第１子５万円、第２子１０万円、第３子以上１人につき２０万円第１子１０万円、第２子２０万円、第３子３０万円、第４子以上１人につき５０万円を支給する。

　（祝金の額）

第３条　祝金の支給額は、第１子５万円、第２子１０万円、第３子以上１人につき２０万円を支給出生児の区分に応じて次の各号に掲げる額とする。

　（１）第１子　１人につき１０万円

　（２）第２子　１人につき２０万円

　（３）第３子　１人につき３０万円

　（４）第４子以上　１人につき５０万円

　（祝金の申請）

第４条　祝金の支給を受けようとする者は、出生の日から１年以内に出産祝金支給申請書兼同意書（様式第１号）に関係書類を添えを町長に申請しなければならない。

　（支給の決定又は却下）

第５条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上出産祝金支給決定通知書（様式第２号）又は出産祝金支給却下通知書（様式第３号）を申請者に送付するものとする。

２　町長は、前項に規定により支給の決定をしたときは、祝金を支給するものとする。

　（受給資格の喪失）

第６条　祝金の支給を受ける者が、祝金支給日までの間に次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失うものとする。

　（１）　出生児が死亡しているとき。

　（２）　穴水町に居住しなくなったとき。

　（３）　その他町長が適当でないと認めたとき。

　（祝金の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正な行為により、祝金の支給を受けた者があるときは、当該支給した祝金の全額の返還を命ずることができるものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。

　　　附　則

（施行期日）

　１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

（穴水町出産奨励金交付要綱の廃止）

　２　穴水町出産奨励金交付要綱（平成１０年穴水町告示第８号）は、廃止する。

（経過措置）

　３　この要綱の施行の日の前日までに、穴水町出産奨励金交付要綱の規定に基づき支給すべき事由が生じた奨励金については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　　附　則

　１　この要綱は告示の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　２　告示の日の前日までに改正前の穴水町出産祝金支給要綱の規定に基づき支給された者については、改正後の穴水町出産祝金支給要綱の支給額との差額を支給するものとする。

様式第１号（第４条関係）

年　　　月　　　日

穴水町長

申請者　　住　　所　穴水町字

氏　　名　　　　　　　　　　㊞

電話番号

穴水町出産祝金支給申請書兼同意書

穴水町出産祝金支給要綱第４条の規定により、標記祝金を支給されるよう申請いたします。

なお、出産祝金の支給決定にあたり、担当者が世帯の町税・公課の滞納に係る調査、本申請書の審査等に必要となる公簿の閲覧及びその他関係機関への資料の提供を求めることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者 | 氏名 | 生年月日 |
| 父 | （フリガナ） | 　　　　年　　月　　日（　　歳） |
| 母 | （フリガナ） | 　　　　年　　月　　日（　　歳） |
| 出生児 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 区分 |
| （フリガナ） | 男・女 | 年　　月　　日 | 第　　子 |
| 同一世帯の兄弟姉妹 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 続柄 |
|  | 男・女 | 年　　月　　日 |  |
|  | 男・女 | 年　　月　　日 |  |
|  | 男・女 | 年　　月　　日 |  |
|  | 男・女 | 年　　月　　日 |  |

※同一世帯の兄弟姉妹の続柄には申請する出生児との続柄を記載して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 預金種別・口座番号 | 普通　・　当座　　　№ |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

　　　穴水町出産祝金支給要綱の一部を改正する要綱（案）

穴水町出産祝金支給要綱（平成１９年穴水町告示第５７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「祝金の額」を「祝金の支給額」に「第１子５万円、第２子１０万円、第３子以上１人につき２０万円を支給」を「出生児の区分に応じて次の各号に掲げる額と」に改め、同条に次の４号を加える。

（１）第１子　１人につき１０万円

（２）第２子　１人につき２０万円

（３）第３子　１人につき３０万円

（４）第４子以上　１人につき５０万円

第４条中「出産祝金支給申請書（様式第１号）に関係書類を添え」を「出産祝金支給申請書兼同意書（様式第１号）を」に改め、第５条に次の１項を加える

２　町長は、前項の規程により支給の決定をしたときは、祝金を支給するものとする。

様式第１号を別紙のとおり改める。

　　　附　則

　１　この要綱は告示の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　２　告示の日の前日までに改正前の穴水町出産祝金支給要綱の規定に基づき支給された者については、改正後の穴水町出産祝金支給要綱の支給額との差額を支給するものとする。